

学校教育法施行規則案

第一章 総則

第一節 設置廢止

第一條 學校には、別に定める設置基準に従い、その學校の目的を實現するために必要な校地、校舍、校具、體操場、圖書室又は圖書室その他の設備を、設けなければならない。

第二條 學校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。
第三條 學校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舍、體操場、寄宿舎等の圖面を添え、監督廳に申請しなければならない。

一 目的

二 名稱

三 位置

四 學則

五 經營及び維持方法

上野 41

(三二、四一九)

六 學校開設の時期

前項第一號から第三號までの変更は、監督廳の認可を受けなければならない。

第一項第四號及び第五號の変更は、監督廳に届け出なければならない。

第三條 前條の學則中には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、學年、學期及び授業を行わない日（以下休業日と稱する。）に關する事項
- 二 部科の組織に關する事項
- 三 教科課程及び授業日時數に關する事項
- 四 試験及び課程修了の認定に關する事項
- 五 收容定員及び職員組織に關する事項
- 六 入学、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項
- 七 授業料、入學料その他の費用徴收に關する事項

八 賞罰に關する事項

九 寄宿舎に關する事項

第四條 學校において、校地、校舎、體操場、寄宿舎等を變更しようとするときは、その設置者において、その圖面を添え、監督廳に届け出なければならない。

第五條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項第一號から第五號までの事項及び變更の年月日を具し、監督廳に認可を申請しなければならない。

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、児童又は幼児の處置方法を具し、監督廳に認可を申請しなければならない。

第七條 學校の校地及び法によつて設置する校舎を賣り者の設置する學校の校地及び位置を變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許狀及び資格

第八條 校長（大學の學長を除く。）は、校長免許状を有する者でなければならぬ。

助教諭は、助教諭免許状を有する者でなければならぬ。

第九條 養護教諭は、養護教諭免許状を有する者でなければならぬ。

第十條 校長免許状及び教員免許状の取得、授受、取上げその他に關する事項は、別にこれを定める。

第十一條 大學の學長、教授、助教諭及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第三節 學生懲戒その他

第十二條 身體検査、健康相談、疾病の豫防措置、學校給食その他學生養

護の施設に關する事項は、別にこれを定める。

第十三條 懲戒は、學校の權限に属し、校長がこれを行う。但し懲戒は、左の各號の一に該當する場合に限る。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 學力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正當の理由がなく出席常でない者

第十四條 私立學校が、校長を定め、監督廳に届け出るに當つては、その履歴を添附しなければならない。

第十五條 學校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

- 一 學校に關係のある法令
- 二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫視察簿及び學校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並に擔任教科及び時間表
- 四 學籍簿、出席簿及び身體検査に關する表簿
- 五 入學考査及び成績考査に關する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び經費の豫算決算についての帳簿並びに圖書、機械器具、標本、模型等の教具の目錄

七 往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。

學校が廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督簿において、學籍簿を保管しなければならない。

第二章 小學校

第一節 設備編制

第十六條 小學校の設置基準は、この節に規定するものの外、別にこれを定める。

第十七條 小學校においては、特別の事情のあるときは、分校を設けることができる。

前項の分校を設けた場合においては、地方長官に届け出なければならない。

第十八條 小學校の一學級の生徒数は、五十人以下を標準とする。但し、特別の場合においては、この標準を越えることができる。

第十九條 小學校の學級は、同學年の兒童で編成することを原則とする。

但し、特別の場合においては、數學年の兒童を一學級に編成することができる。

全校の兒童を一學級に編成する小學校は、これを單級小學校とし、二學級以上に編成する小學校は、これを多級小學校とする。

第二十條 小學校の學級の編成は、その管理者において、地方長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十一條 小學校においては、特別の事情のあるときは、二部授業を行うことができる。

前項の二部授業を行う場合においては、設置者は、その事情及び期間を、地方長官に届け出なければならない。

第二十二條 小學校においては、校長の外、各學級毎に教諭一人以上を

置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、校長が教諭を兼ね、助教諭を以て、教諭に代えることができる。

第二十三條 小學校においては、特定の教科を擔任するため、必要な数の教員を置くことができる。

第二節 教科

第二十四條 小學校の教科は、國語、社會、算數、理科、音樂、圖畫工作、家庭、體育及び自由研究を基準とする。

第二十五條 小學校の教科課程、教科内容及びその取扱については、學習指導要領の基準による。

第二十六條 児童が身體の状況によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。

第二十七條 小學校において、各學年の課程の修了又は卒業を認めらるに當つては、児童の平素の成績を考查して、これを定めなければならない。

第二十八條 校長は、小學校の全課程を修了したと認めたる者には、卒業證書を授與しなければならない。

第二十九條 小學校の教科用圖書は、文部大臣が著作権を有するものを使用しなければならない。但し、特別の場合においては、文部大臣の檢定を経たもの又は文部大臣が認可したものを使用することができる。

第三節 就學

第三十條 市町村長は、毎年十二月一日の現在により、その市町村内に居住する子女で、翌年四月一日において、その年齢が就學の始期に達する者を調査して、第一號表の様式により、十二月末日までに、その學齡簿を編製しなければならない。

第三十一條 市町村長は、學齡簿の編製後三月末日までに、その年の四月一日において就學の始期に達する子女が、その市町村に來住した場合に、速かに、これを學齡簿に記入しなければならない。

市町村長は、學齡児童で、その市町村に來住した者があるときは、速かに、その児童の就學の始期に達した年の學齡簿に記入しなければならない。

市町村長は、學齡簿に記載した児童で、左の各號の一に該當する者があるときは、速かに、これを消さなければならない。

一 児童が死亡したとき

二 児童が市町村外に轉住したとき

三 児童の居所が三年以上分明でないとき

市町村長は、前項第二號に該當する者があるときは、學齡簿の謄本を児童の居住地先の市町村長に送附して、転住地の市町村長より、來住した旨の報告があつたとき、これを消さなければならぬ。

前項

の規定によつて學齡簿の謄本の送付を受けた市町村長は、速かに、これを學齡簿に記入し、謄本を送付した市町村長に對して、その手續が完了した旨又は児童の來住しない旨を通知しなければならぬ。第二項及び第三項の外、學齡簿の記載事項に異動を生じたときは、速かに、これを加除訂正しなければならぬ。

第三十二條

市町村長は、児童の入

期日

を、一月末日までに、その保護者に通知しなければならぬ。

市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の使用に係る小學校が二校以上ある場合には、市町村長は、前項の通知をなすに當つて、児童の入

學する

児童を指定しなければならぬ。但し、児童の保護者は、^{正當な理由のある場合には}その児童を入學させようとする小學校を選んて、これを市町村長に申し立てることができる。

第三十三條

市町村長は、前條の規定により通知した児童の氏名及び入學期日を、速かに、關係校長に通知しなければならぬ。その通知をした後、児童の就學に關して、異動を生じたときも、また同様とする。

第三十四條

児童の保護者が、その児童を、その居住する區域の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の設置する小學校以外の小學校に入學させようとするときは、公立小學校にあつては管理者、その他の學校にあつては校長の承諾書を添えて、その児童の居住する區域の市町村長に届け出なければならぬ。

第三十五條

児童が、市町村外に轉住した場合においては、その保護者は、その在任する區域の市町村長に届け出なければならぬ。

第三十六條

校長は、別に定める様式によつて、児童の學齡簿を編製しな

なければならない。

第三十七條 校長は、在學児童の出席簿を作り、その出席状況を明かにしなければならない。

第三十八條 校長は、第三十二條の規定により通知を受けた児童中、入學期日後七日以内にその小學校に入學しない者があるときは、その氏名をその児童の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第三十九條 在學中の學齡児童で、正當の事由なく、引續き七日間欠席した者があるときは、校長は、速かに、その保護者に対して一児童を出発させるように通知し、なお引續き七日以上出席させないときは、その旨を、その児童の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第四十條 市町村長において、前二條の規定による、報告を受けたときは、その児童の保護者に対して、その児童の就學又は出席を督促しなければならない。

前項の規定により、二回以上の督促をしても、なお就學又は出席をさ

さないときは、市町村長は、その旨を地方長官に報告しなければならない。

地方長官において、前項の規定による報告を受けたときは、その児童の保護者に対して、その児童の就學又は出席を督促しなければならない。

第四十一條 校長は、毎學年の終りに、その課程を終了した児童の氏名を速かに、その児童の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第四十二條 學齡児童で、學校教育法第二十三條に掲げる事由があるときは、その保護者は、就學義務の猶豫又は免除を、市町村長に願ひ出なければならぬ。この場合においては、醫師の證明書等その事由を證するに足る書類を添へなければならない。

市町村長は、前項の願ひ出があつた場合においては、速かに地方長官に理由を具して認可の申請をしなければならぬ。

第四十三條 地方長官は、前條の認可をなすに當つては、別に定める範圍

を撤回しなければならぬ。

第十四條 私立小學校に在る児童で、その課程を終了しないで退學したときは、その校長及び児童の保母者は、その旨をその児童の居住する區域の市町村長に届け出なければならぬ。

第四節 學年及び授業日

第十五條 小學校の學年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

小學校の學期は、地方長官がこれを定める。

第十六條 小學校の授業日数は、毎學年二百二十五日以上とする。

第十七條 授業終始の時刻は、校長がこれを定める。

第十八條 小學校における休業日は次の通りとする。

- 一 一月一日及び國の定める祭日、祝日
- 二 日曜日
- 三 夏季、冬季、學年末、農繁期その他において地方長官が定めた日

第十九條 非常變災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、地方長官に報告しなければならぬ。

第五節 職員

第二十條 公立小學校の助教諭の進退及び懲戒處分に関する規程は、地方長官がこれを定める。

第二十一條 公立小學校の助教諭の進退は、地方長官がこれを行う。

前項の助教諭の俸給、旅費その他の諸給與並びにその支給方法は、地方長官が之を定める。

第一號表

不 就 猶		就				女子 氏名										
期 間	學 由	認 可 年 月 日	入 學 年 月 日	中 學 校 名	入 學 年 月 日	小 學 校 名	本 籍	現 住 所	性 別	年 月 日	保 護 者	氏 名	現 住 所	職 業	子 女 の 關 係	
									男		異動事項					
									女		異動事項					

(註) 盲學校、聾學校、養護學校については大々小學校、中學校の該富欄に記入のこと。

第三章 中學校

第五十二條 中學校の設置基準は、この章に定めるもの、外、別にこれを定める。

第五十三條 中學校においては、各學級に、教諭二人を置くことを基準とする。

第五十四條 中學校の教科は、これを必修教科と選擇教科に分ける。

第五十五條 必修教科は、國語、社會、算學、理科、音樂、圖畫、工作、体育及び職業を基準とし、選擇教科は、外國語、習字、職業及び自由研究を基準とする。

第五十六條 第十六條から第二十一條まで、第二十二條但書、第二十三條及び第二十五條から第五十一條までの規定は、中學校に、これを準用する。

第四章 高等學校

第一節 設備、編制、學科及び教科

第五十七條 高等學校の設備、編制、學科及び教科は、別に定める高等

學校設置基準による。

第五十八條 高等學校の教科に關する事項は、別に定める學務指導要領の基準による。

第五十九條 高等學校の教科用圖書は、文部大臣の檢定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならぬ。

前項に規定する教科用圖書のない場合に使用すべき教科用圖書は、校長がこれを定める。

第二節 入學、轉學、退學、休學及び卒業

第六十條 高等學校の入學は、校長がこれを許可する。

入學志願者数が、入學定員を超過した場合には、入學試験を行つてとらでさる。

第六十一條 第二學年以上に入學を許可される者は、相當年令に達し前各學年の課程を修了した者と同等以上の學力があると認められた者とす。

前項の入學者の學力は、その學年の程度でこれを檢定する。

第六十二條 他の高等學校に轉學を志望する生徒のあるときは校長は正當の事由があると認められた場合にはその事由を具し、生徒の在學證明書及び學籍簿の謄本を轉學先の校長に送付し、轉學先の校長は缺員のあつた場合には轉學を許可することとできる。

特別の時期及び時間において授業を行ふ課程（定時制の課程と稱する。）より通常の課程への轉籍又は轉學については、試験を行い學力に応じて相當學年に轉入することとできる。

第六十三條 生徒が休學又は退學をしようとするときは、校長の許可を受けなければならぬ。

第六十四條 學校教育法第四十七條の規定により、高等學校入學に關し同等以上の學力があると認められる者は、左の各號の一に該當する者とする。

一 外國において、學校教育における九年の課程を修了した者

二 その他文部大臣の指定した者

第三節 通信教育その他

第六十五條 通信教育に關する事項は、別にこれを定める。

第六十六條 第二十七條、第二十八條及び第四十五條から第五十一條までの規定は、高等學校に、これを準用する。

第五章 大學

第一節 設備、編制、學部及び學科

第六十七條 大學の設備、編制、學部及び學科の種類並びに學士に關する事項は、別に定める大學設置基準による。

第二節 入學、休學、轉學、退學、卒業その他

第六十八條 學生の入學、休學、再學、退學及び卒業に關する事項は、教授會の議を経て、學長がこれを定める。

第六十九條 學位に關する事項は、別にこれを定める。

第七十條 學校教育法第五十六條の規定により、大學入學に關し、同等以上の學力があると認められる者は、左の各號の一に該當する者とする。

- 一 外國において、學校教育に於ける十二年の課程を修了した者
- 二 その他文部大臣の指定した者

第七十一條 公開講座に關する事項は、別にこれを定める。

第七十二條 第二十八條、第四十五條第一項及び第六十五條の規定は大學に、これを準用する。

第六章 特殊教育

第七十三條 盲學校、聾學校及び養護學校については、小學校、中學校、高等學校及び幼稚園に準じ、別にこれを定める。

第七章 幼稚園

第一節 設備及び編制

第七十四條 幼稚園の設置基準は、別にこれを定める。

第七十五條 教諭一人の保育する幼兒數は、約四十人以下とする。

第二節 保育内容

第七十六條 保育日數及び保育時數は、保育指導要領の基準により、園長がこれを定める。

第七十七條 第二十五條及び第二十六條の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第八章 雜則

第七十八條 第二條から第六條まで及び第十三條から第十五條までの規定は、各種學校にこれを準用する。

第七十九條 町村制を施行してない地域においては、この省令における町村、町村學校組合、町村長及び町村學校組合管理者に關する規定は、その地域におけるこれに準すべきものに、これを適用する。

前項の地域においてこの省令により難い事項のあるときは、地方長官は特別の處分をすることかである。

第八十條 この省令における市には、東京都の區を含むものとする。

附 則

第八十一條 この省令は、昭和二十二年四月一日より、これを適用する。

第八十二條 左に掲げる省令は、これを廢止する。

國民學校令施行規則

國民學校令施行規則第五十三條ノ規定ニ依ル學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程

昭和十九年文部省令第二十五號

國民學校令施行規則第四百四條第一號ノ學校又ハ養成所ノ指定ニ關スル規則

六大都市立學校幼稚園ニ關スル許可特例

青年學校令施行規則

中學校規程

中學校及高等女學校ノ養護學級ノ編制ニ關スル規程

高等女學校規程

實業學校規程

師範學校規程

高等師範學校及女子高等師範學校規程

青年師範學校規程

公私立專門學校規程

官立設維專門學校規程

官立農學專門學校規程

官立經濟專門學校規程

官立醫學專門學校規程

官立藥學專門學校規程

官立工業專門學校規程

官立水產專門學校規程

官立外事專門學校規程

東京醫藥專門學校規程

東京美術學校規程

東京音樂學校規程

東京體育專門學校規程

東京農業教育專門學校規程

東京師範學校規程

大學規程

公立私立盲學校及聾學校規程

東京盲學校規程

東京聾學校規程

幼稚園令施行規則

私立學校令施行規則

昭和十九年文部省令第十三號

中學校高等女學校教員檢定規程

教員檢定受驗資格認定學校ニ關スル規則

學校高等女學校教員無試験檢定許可規程

明治四十一年文部省令第七號

昭和七年文部省令第十六號

明治三十三年文部省令第十五號

青年學校教員資格規程

實業學校教員認定ニ關スル規程

大正十一年文部省令第二十九號

高等學校教員規程

高等學校教員規程ノ臨時措置ニ關スル件

第八十三條

從前の規定による師範學校及び女子高等師範學校の附屬

民學校及び附屬幼稚園は、夫々これを學校教育法による小學校及び幼稚園とみなす。

小學校及び幼稚園とみなす。

從前の規定による盲學校及び聾學校の初等部及びその豫科は、夫々

これらに對し教育法による盲學校及び聾學校の小學部並びに幼稚園とみなす。

第八十四條

從前の規定による高等師範學校の附屬中學校、女子高等師

範學校の附屬高等女學校、盲學校及び聾學校の中等部並びに國民學

校初等科修了を入學資格とする中學校、高等女學校及び實業學校には

學校教育法による中學校を併置したものをみなす。

第八十五條

師範學校、高等師範學校、女子高等師範學校及び青年師

範學校につき次に定めるものの外、なお從前の例による。

師範學校は、小學校及び中學校の教員たるべき者を養成することを

目的とする。

師範學校には、附屬小學校及び附屬中學校を置く。

師範學校には、附屬幼稚園を置くことができる。

特別の事情のある場合においては、公立又は私立の小學校及び中學

校を以て、附屬小學校及び附屬中學校に代用することができる。

高等師範學校には、學校教育法による附屬中學校及び附屬小學校を

置く。

女子高等師範學校には學校教育法による附屬中學校を置く。

女子高等師範學校には、附屬小學校及び附屬幼稚園を置くことができる。

青年師範學校には、附屬中學校を置くことができる。

特別の事情のある場合においては、公立又は私立の中學校を以て附屬中學校に代用することができる。

東京中學校に代用することができる。
第八十六條 從前の規定による公立又は私立の高等學校で尋常科を置く學校では中學校を併置することができる。この場合には第九十一條に規定する中等學校第一學年修了者及中等學校第二學年修了者の項を準用する。

第八十七條 從前の規定による高等學校は文科又は理科の一科を缺くことができる。

第八十八條 私立學校令によつてのみ設立された學校に別にあるものを除く。これは、これら學校教育法第八十三條の規定による各種學校とみなす。

第八十九條 前六條に規定するものの外、この省令適用の際現に存する從前の規定（國民學校令施行規則を除く。）による學校は、第八十二條の規定にかかわらず、別に定めるものの外、教育基本法の趣旨に則り、なお從前の例による。

第九十條 學校教育法第九十八條の規定により、從前の規定による學校が、從前の規定による他の學校になる場合においては、別に定めるものの外、なお從前の例による。

第九十一條 この省令適用の際左表の上欄に掲げる學校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入又は入學させる。

<p>國民學校一師範教育令による附屬國民學校並びに盲學校及聾啞學校令による盲學校及び聾啞學校の初等部を含む。(一)國民學校に準する各種學校又は國民學校に類する各種學校の左記學年の課程を修了した者</p>	<p>學校教育法による小學校又は中學校へ編入し又は入學させる學年</p>
<p>初等科第一學年を修了した者</p>	<p>小學校第二學年</p>

初等科第二學年を修了した者	小學校第三學年
初等科第三學年を修了した者	小學校第四學年
初等科第四學年を修了した者	小學校第五學年
初等科第五學年を修了した者	小學校第六學年
初等科第六學年を修了した者	中學校第一學年
國民學校初等科修了を入學資格とする中等學校、師範教育令による附屬中學校及び附屬高等女學校並びに盲學校、聾學校令による盲學校及び聾學校、及び中等部を含む。この左記學年修了者	學校教育法による中學校へ編入する學年
中等學校第一學年修了者	中學校第二學年
中等學校第二學年修了者	中學校第三學年

この省令適用の際左表上欄に掲げる學校の課程を修了した者は、下欄のように編入することができる。

國民學校高等科（師範教育令による附屬國民學校高等科を含む）及び青年學校普通科（師範教育令による附屬青年學校の普通科を含む）の左記學年の課程を修了した者	學校教育法による中學校へ編入できる學年
第一學年の課程を修了した者	中學校第二學年
第二學年の課程を修了した者	中學校第三學年
國民學校特修科又は青年學校本科の左記學年を修了した者	學校教育法による中學校の編入できる學年
第一學年課程を修了した者	中學校第三學年

幼稚園令による幼稚園（師範教育令による附屬幼稚園及び盲學校及聾學校令による盲學校及び聾學校の初等部）の課程を含む。この在園する幼児はこれそのまま學校教育法による幼稚園に編入する。

私立學校令によつてのみ設立された學校（別に定められたものを除く。）に在學する者は、學校教育法第八十三條の規定による各種學校の在學者として認めらるる。

第九十二條 従前の規定による中學校、高等女學校及び實業學校はこの省令適用の日以後新に第三學年以下に生徒を入學させることはできない。但し昭和二十二年四月以前に國民學校高等科修了を入學資格とするものにあつては、この限りでない。

第九十三條 尋常小學校卒業者及び國民學校初等科修了者は、これを學校教育法による小學校の卒業者とみなす。

國民學校高等科、國民學校修業科及び青年學校普通科修了者は、これを學校教育法による中學校の第二學年修了者とみなす。

第九十四條 學校教育法第九十八條に規定する學校に係る教員免許状の效力、及異なる他の規定による、第八十二條の規定にかかわらず、當分の規定によるもの以外、なお従前の例による。

第九十五條 第八條の規定にかかわらず、當分の間、校長又は園長には、校長假免許状又は園長假免許状を有する者を、教諭には、教諭假免許状を有する者を、助教諭には、助教諭假免許状を有する者を、充てることができる。

第九十六條 第九條の規定にかかわらず、當分の間養護教諭には、養護教諭假免許状を有する者を、充てることができる。

第九十七條 左の各號の一に該当する者は、これを校長假免許状又は園長假免許状を有する者とみなす。

- 一 この省令適用の際、現に中學校、高等女學校、實業學校、青年學校、國民學校、國民學校修業科、國民學校に準する各種學校及び幼稚園の學校長又は園長の職務にある者
- 二 従前の規定により、従前の學校の學校長となることのできる者
- 三 その他文部大臣の指定したる者

第九十八條 左の各號の一に該当する者は、これを小學校教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 國民學校本科教員免許狀又は國民學校本科教員免許狀を有する者

二 國民學校初等科教員免許狀を有する者

三 青年師範學校又は青年學校教員養成所を卒業した者

四 この省令適用の際に又教員又は地方初等たる青年學校教員

五 中等學校教員免許狀、實業學校教員免許狀又は高等學校高等科教員免許狀を有する者

六 明治三十二年又都省令第四十五號第一條ノ二に規定する資格を有し、この省令適用の際現に實業學校教員の際にある者、但し、同條第三

號に該当する者の中實習教員を擔任する者を除く。

七 大學、大學豫科、高等學校向科、專門學校又は教員養成諸學校の教員の經歷を有する者

八 學士の稱號を有する者
九 高等學校高等科又は專門學校を卒業した者若しくは大學豫科を修了した者

十 その他又都大臣の指定した者

第九十九條 左の各號の一に該当する者は、これを小學校助教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 國民學校本科準教員免許狀又は國民學校初等科準教員免許狀を有する者

二 前條に規定する資格を有しないで、この省令適用の際現に國民學校助教諭の職にある者

三 この省令適用の際現に又教員又は地方教員としてでなく青年學校教員の職にある者

四 中等學校を卒業した者
五 公立私立學校認定ニ拠スル規則によつて認定された學校の卒業生

専門學校入學者檢定規程による試験檢定に合格した者及び一般専門
學校への入學に關し無試験檢定を受ける資格を有する者

六 同條第六號但書に規定する者

七 その他文部大臣の指定した者

第百條 左の各號の一に該當する者は、これを中學校教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 第九十八條第一號及び第九十九條から第九十九條までに規定する者

二 この各令適用の際、前號の資格を有しないて、現に中等學校教員

の職に在つた者として第九十八條第六號但書に規定する者を除く

三 この省令適用の際現に文部次官又は地方教育長たる青年學校教員

その他文部大臣の指定した者

第百一條 左の各號の一に該當する者は、これを中學校助教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 第九十八條第六號但書に規定する者

二 その他文部大臣の指定する者

第百二條 左の各號の一に該當する者は、これを養護教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 國民學校養護教員免許狀を有する者

二 國民學校令施行規則第百四條第一項の規定により文部大臣の指定した學校又は養成所を卒業した者

三 看護婦免許狀を有し、國民學校本科教員免許狀又は國民學校初等科教員免許狀若しくは國民學校専科教員免許狀を有する者

四 その他文部大臣の指定した者

五 左の各號の一に該當する者は、これを幼稚園教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 幼稚園教員免許狀を有する者

二 第九十八條第一號から第九十九條まで、第九十九條第一號、第二號及び第九十九條から第九十九條までに規定する者

三 その他文部大臣の指定する者

第百四條 盲學校、聾學校及び養護学校の中學部、小學部及び幼稚部の
教諭並びに助教諭については、第九十八條から第一百一條まで及び前條
に規定するもの、外尚従前の例による。

第百五條 不正の行爲その他、校長、園長又は教員としての体面を汚辱
する行爲があつて、その情狀が重いと認められる者については、地方
長官は、別に定めるところによりその假免許状を取り上げることかて
する。

第百六條 學校教育法第百五條の規定による通信教育については別にこ
れを定める。

第百七條 従前の規定による盲學校及び聾啞學校の中等部、初等部及び
その餘科は、第七十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第百八條 第四條の規定にかかわらず、官分の間、同條における届出は、
これを認出とする。

学校制度の切換へによる在学者の措置

青年学校	普通科(旧制)			本科		
	21.4.1	A	B	C	D	E F G
	22.4.1	A	B ⁽¹⁾	C	D	E F
	23.4.1		A	B ⁽¹⁾	C	D
	24.4.1			A	B ⁽¹⁾	C

(普通科廃止)
(本科研究科廃止)

A 入学資格、初修の場合

中等学校	21.4.1	A	B	C	D	E
		22.4.1	A <td>B <td>C <td>D</td> <td></td> </td></td>	B <td>C <td>D</td> <td></td> </td>	C <td>D</td> <td></td>	D
	23.4.1		A	B <td>C <td>D</td> </td>	C <td>D</td>	D

(中等学校廃止)

B. 入学資格、高修の場合

中等学校	21.4.1	A	B	C	D	E
		22.4.1	A <td>B <td>C <td>D</td> <td></td> </td></td>	B <td>C <td>D</td> <td></td> </td>	C <td>D</td> <td></td>	D
	23.4.1	A	B <td>C <td>D</td> <td></td> </td>	C <td>D</td> <td></td>	D	

(募集従前通)
(募集停止、中等学校廃止)

高等学校	普通科				高等科			
	21.4.1	A	B	C	D	E	F	G
	22.4.1	A <td>B <td>C <td>D <td>E <td>F <td></td> </td></td></td></td></td>	B <td>C <td>D <td>E <td>F <td></td> </td></td></td></td>	C <td>D <td>E <td>F <td></td> </td></td></td>	D <td>E <td>F <td></td> </td></td>	E <td>F <td></td> </td>	F <td></td>	
	23.4.1		A <td>B <td>C <td>D</td> <td>E</td> <td></td> </td></td>	B <td>C <td>D</td> <td>E</td> <td></td> </td>	C <td>D</td> <td>E</td> <td></td>	D	E	
	24.4.1			A <td>B <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </td>	B <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td>	C	D	E

(註) 〃は新制の邦を示す。 | 〃は旧制の邦を示す。